

目次

第 1 章 総則

第 2 章 受託サービス利用に関する特約

第 3 章 エージェントサービスに関する特約

第 4 章 マッチングプラットフォームサービスに関する特約



条項番号			変更前（2024年7月版）	条項番号			変更後（2024年10月版）
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号				第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号			
第1章	第10条 業務提携先等への案件内容等の開示・提供	1	法人会員が事前に希望しない旨を指定した場合を除き、当社は、より広範な中から人材または個人事業主を法人会員に提案する目的で、案件内容を、当社の業務提携先（パーソルグループ各社を含む）に対し、開示・提供できるものとし、業務提携先は目的の範囲内で案件内容を利用し、または Web サイト等において開示公開できるものとしします。	第1章	第10条 パーソルグループ各社等への取引履歴等の開示・提供	－	－
		2	法人会員が事前に希望しない旨を指定した場合を除き、当社は、パーソルグループ各社のサービスを法人会員に紹介する目的のために、本契約の存在や取引履歴等を、パーソルグループ各社に、開示・提供できるものとし、パーソルグループ各社は目的の範囲内で利用できるものとしします。			1	法人会員が事前に希望しない旨を指定した場合を除き、当社は、パーソルグループ各社のサービスを法人会員に紹介する目的のために、本契約の存在や取引履歴等を、パーソルグループ各社に、開示・提供できるものとし、パーソルグループ各社は目的の範囲内で利用できるものとしします。
		3	当社は、前二項の開示・提供に際し、当該業務提携先および提供先に自己と同等の義務を遵守させるよう、責任をもって監督するものとしします。			2	当社は、前項の開示・提供に際し、当該提供先に自己と同等の義務を遵守させるよう、責任をもって監督するものとしします。
		4	本条は第 8 条に定める機密保持に優先して適用されます。			3	本条は第8条に定める機密保持に優先して適用されます。

《 変更理由 》

- 受託サービスの場合、機密性の高い情報や案件を取り扱うことが多いため、「業務提携先等への案件開示・提供」は総則から削除
- 上記変更に伴い、条文のタイトルを変更

目次

第 1 章 総則

第 2 章 受託サービス利用に関する特約

第 3 章 エージェントサービスに関する特約

第 4 章 マッチングプラットフォームサービスに関する特約



条項番号			変更前（2024年7月版）	条項番号			変更後（2024年10月版） 変更前の総則内容を 第3章に移管
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号				第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号			
－	－	－	－	第3章	第5条 業務提携先等への案件内容等の開示・提供	1	法人会員が事前に希望しない旨を指定した場合を除き、当社は、より広範な中から人材または個人事業主を法人会員に提案する目的で、案件内容を、当社の業務提携先（パソルグループ各社を含む）に対し、開示・提供できるものとし、業務提携先は目的の範囲内で案件内容を利用し、またはWebサイト等において開示公開できるものとします。
						2	当社は、前項の開示・提供に際し、当該業務提携先および提供先に自己と同等の義務を遵守させるよう、責任をもって監督するものとします。
						3	本条は総則第8条に定める機密保持に優先して適用されます。

《 変更理由 》

- 受託サービスの場合、機密性の高い情報や案件を取り扱うことが多いため、「業務提携先等への案件開示・提供」は総則から削除
- 上記変更に伴い、第3章5条に「業務提携先等への案件内容等の開示・提供」の内容を移管

目次

第 1 章 総則

第 2 章 受託サービス利用に関する特約

第 3 章 エージェントサービスに関する特約

第 4 章 マatchingプラットフォームサービスに関する特約



条項番号			変更前（2024年7月版）	条項番号			変更後（2024年10月版）	変更前の総則内容を 第4章9条にマージ
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号				第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号				
第4章	第9条 提携先等 への案件等の開 示・提供	1	法人会員は、法人会員が事前に希望しない旨を指定した場合を除き、当社が、本サイトに掲載した情報（案件に記載される情報を含む）を、マッチングプラットフォームサービスへの個人の勧誘等の目的で、パーソルグループ各社および当社の提携先が運営するウェブサイト等に公開する場合があることについて、予め同意しているものとします。	第4章	第9条 提携先等 への案件等の開 示・提供	1	法人会員が事前に希望しない旨を指定した場合を除き、当社は、マッチングプラットフォームサービスへの個人の勧誘等の目的で、本サイトに掲載した情報（案件に記載される情報を含む）を、当社の業務提携先（パーソルグループ各社を含む）に対し、開示・提供できるものとし、業務提携先は目的の範囲内で案件内容を利用し、またはWebサイト等において開示公開できるものとします。	
		—	—			2	当社は、前項の開示・提供に際し、当該業務提携先および提供先に自己と同等の義務を遵守させるよう、責任をもって監督するものとします。	
		2	法人会員は、マッチングプラットフォームサービス利用期間終了後も、案件の全部または一部が本サイト上に引き続き掲載される場合があることについて、予め同意するものとします。なお、当社は、マッチングプラットフォームサービスの利用期間終了後の案件については、法人会員からの情報更新の要請には応じられません。			3	法人会員は、マッチングプラットフォームサービス利用期間終了後も、案件の全部または一部が本サイト上に引き続き掲載される場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。なお、当社は、マッチングプラットフォームサービスの利用期間終了後の案件については、法人会員からの情報更新の要請には応じられません。	
		—	—			4	本条は総則第8条に定める機密保持に優先して適用されます。	

《 変更理由 》

- 受託サービスの場合、機密性の高い情報や案件を取り扱うことが多いため、「業務提携先等への案件開示・提供」は総則から削除
- 上記変更に伴い、変更前の総則内容（業務提携先等への案件開示・提供）を第4章9条にマージ

条項番号			変更前（2024年7月版）	条項番号			変更後（2024年10月版）
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号				第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号			
第1章	第14条 当社の責任	1	当社は、本サービスを善良な管理者の注意をもって行い、法人会員の信用を傷つける行為その他不信用な行為を行わないものとします。	第1章	第14条 当社の責任	1	当社は、本サービスを善良な管理者の注意をもって行い、法人会員の信用を傷つける行為その他不信用な行為を行わないものとします。
		2	当社は、法人会員の請求があるときは、口頭または書面（電子メール含む）にて、本サービスの実行状況を報告するものとします。また本サービスの遂行に支障を生じるおそれのある事故の発生を知った場合は、当社は、その旨をただちに法人会員に報告し法人会員と対応方針についての協議を行います。			2	当社は、法人会員の請求があるときは、口頭または書面（電子メール含む）にて、本サービスの実行状況を報告するものとします。また本サービスの遂行に支障を生じるおそれのある事故の発生を知った場合は、当社は、その旨をただちに法人会員に報告し法人会員と対応方針についての協議を行います。
		3	天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故その他当社の責に帰すべき事由によらない本サービスの全部または一部の履行遅滞、履行不能ないし不完全履行を生じた場合、当社はその責任を負わないものとします。			3	天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故その他当社の責に帰すべき事由によらない本サービスの全部または一部の履行遅滞、履行不能ないし不完全履行を生じた場合、当社はその責任を負わないものとします。
		4	当社は、法人会員に対し、本サービス提供のためのインフラおよびシステムの完全性、本サービスの利用による募集および業務委託先の選定の確実性、プロ人材の資質・能力および職務経歴等の情報の正確性・スキル・業務遂行能力等の有無、ならびに法人会員が本サービスを通じて契約したプロ人材による業務遂行の成果や効果に関して、何らの保証も行わないものとします。			4	当社は、法人会員に対し、本サービス提供のためのインフラおよびシステムの完全性、本サービスの利用による業務委託先の応募・紹介の確実性、プロ人材の資質・能力および職務経歴等の情報の正確性・スキル・業務遂行能力等の有無、ならびに法人会員が本サービスを通じて契約したプロ人材による業務遂行の成果や効果に関して、何らの保証も行わないものとします。

《 変更理由 》

●HiProサービスの実態に合わせて一部表現を修正（「本サービスの利用による募集」に関する責任は、第4章第12条に移管）

目次

第 1 章 総則

第 2 章 受託サービス利用に関する特約

第 3 章 エージェントサービスに関する特約

第 4 章 マatchingプラットフォームサービスに関する特約



条項番号			変更前（2024年7月版）	条項番号			変更後（2024年10月版）
第●条：条／数字のみ：項／（数字）付：号				第●条：条／数字のみ：項／（数字）付：号			
第1章	第14条 当社の責任	5	当社は、本サービスが、法人に適用のある法令（下請代金支払遅延等防止法、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律等を含みますがこれに限りません。）を遵守していることを保証するものではなく、法人会員は自らの責任において、法令遵守のために必要な措置を行うものとします。	第1章	第14条 当社の責任	5	当社は、本サービスが、法人に適用のある法令（下請代金支払遅延等防止法、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律等を含みますがこれに限りません。）を遵守していることを保証するものではなく、法人会員は自らの責任において、法令遵守のために必要な措置を行うものとします。
		6	当社は、法人会員に対し、法人会員がプロ人材に提供した情報に起因して生じたプロ人材との間のトラブル、および、法人会員の業務委託先の募集または選定の過程で生じた法人会員とプロ人材間のトラブルについて、責任を負わないものとします。			—	—
		7	当社は、法人会員が受託サービスを利用し、当社が提供したコンサルティング、助言等の法人会員による利活用後における成果等の保証はしません。			—	—
		8	当社は、エージェントサービスにおける委託契約締結の確実性の保証はしません。			—	—
		9	次の事項については、本契約において明示的に追加されている場合を除き、法人会員へ提供されないものとします。 (1)ソフトウェアおよびハードウェアに関する問い合わせならびに障害対応等 (2)記録媒体、インクリボン、用紙等の消耗品の供給 (3)本サービスにかかるデータ等の内容、変更等に関する問合せ			6	次の事項については、本契約において明示的に追加されている場合を除き、法人会員へ提供されないものとします。 (1)ソフトウェアおよびハードウェアに関する問い合わせならびに障害対応等 (2)記録媒体、インクリボン、用紙等の消耗品の供給 (3)本サービスにかかるデータ等の内容、変更等に関する問合せ

《 変更理由 》

●各サービス（受託/エージェント/プラットフォームサービス）に関連する内容のため、総則からは削除し、各サービスの特約の章立てに移管

目次

第 1 章 総則

第 2 章 受託サービス利用に関する特約

第 3 章 エージェントサービスに関する特約

第 4 章 マッチングプラットフォームサービスに関する特約



条項番号			変更前（2024年7月版）	条項番号		変更後（2024年10月版） 変更前の総則内容を 第2章に移管
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号				第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		
－	－	－	－	第2章	第8条 当社の責任	－ 当社は、法人会員が受託サービスを利用し、当社が提供したコンサルティング、助言等の法人会員による利活用後における成果等の保証はしません。

《 変更理由 》

- 受託サービスに関わる内容のため、総則からは削除し、第2章（受託サービス特約）に移管

目次

第 1 章 総則

第 2 章 受託サービス利用に関する特約

第 3 章 エージェントサービスに関する特約

第 4 章 マッチングプラットフォームサービスに関する特約



条項番号			変更前（2024年7月版）	条項番号		変更後（2024年10月版） 変更前の総則内容を 第3章に移管
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号				第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		
－	－	－	－	第3章	第6条 当社の責任	1 当社は、エージェントサービスにおける委託契約締結の確実性の保証はしません。 2 当社は、法人会員に対し、法人会員がプロ人材に提供した情報に起因して生じたプロ人材との間のトラブル、および、法人会員の業務委託先の募集または選定の過程で生じた法人会員とプロ人材間のトラブルについて、責任を負わないものとします。

《 変更理由 》

- エージェントサービスに関わる内容のため、総則からは削除し、第3章（エージェントサービス特約）に移管

目次

第 1 章 総則

第 2 章 受託サービス利用に関する特約

第 3 章 エージェントサービスに関する特約

第 4 章 マatchingプラットフォームサービスに関する特約



条項番号			変更前（2024年7月版）	条項番号		変更後（2024年10月版） 変更前の総則内容を 第4章に移管
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号				第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号		
－	－	－	－	第4章	第12条 当社の 責任	1 当社は、法人会員に対し、本サービスの利用による業務委託先の募集に関して、何らの保証も行わないものとします。
						2 当社は、法人会員に対し、法人会員がプロ人材に提供した情報に起因して生じたプロ人材との間のトラブル、および、法人会員の業務委託先の募集または選定の過程で生じた法人会員とプロ人材間のトラブルについて、責任を負わないものとします。

《 変更理由 》

- プラットフォームサービスに関わる内容のため、総則からは削除し、第4章（プラットフォームサービス特約）に移管

目次

第 1 章 総則

第 2 章 受託サービス利用に関する特約

第 3 章 エージェントサービスに関する特約

第 4 章 マッチングプラットフォームサービスに関する特約



条項番号			変更前（2024年7月版）	条項番号			変更後（2024年10月版）
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号				第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号			
第1章	第18条 契約終了後の処理	－	法人会員は、本契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた全ての資料等を、本契約終了後直ちに、当社の指示に従い、返却または法人会員の責任で廃棄・消去するものとします。なお、各サービスの利用にかかる契約が終了した場合、法人会員は、当該サービスの利用にあたって当社から提供を受けた全ての資料等を、本契約終了後直ちに、当社の指示に従い、返却または法人会員の責任で廃棄・消去するものとします。	第1章	第18条 契約終了後の処理	－	法人会員は、本契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた全ての資料等を、本契約終了後直ちに、当社の指示に従い、返却または法人会員の責任で廃棄・消去するものとします。なお、各サービスの利用にかかる契約が終了した場合、法人会員は、当該サービスの利用にあたって当社から提供を受けた全ての資料等を、本契約終了後直ちに、当社の指示に従い、返却または法人会員の責任で廃棄・消去するものとします。 ただし、受託サービスの履行に際し作成した成果物（中間成果物も含み、以下、「成果物等」といいます。）については、この限りではありません。

《 変更理由 》

- 受託サービスの成果物に関しては、第2章7条にも記載の通り、法人会員に帰属するため、本条文は対象外となる旨を追記

条項番号			変更前（2024年7月版）	条項番号			変更後（2024年10月版）
第●条：条／数字のみ：項／（数字）付：号				第●条：条／数字のみ：項／（数字）付：号			
第1章	第19条 本サービスにおける著作権等の取扱い	1	当社は、法人会員から別段の申し出が無い限り、本サービスの広告宣伝のために必要な範囲内で、 法人会員から当社に提供した法人会員に権利が帰属する著作物および利用法人の会社名、ロゴ、登録商標 、本サービスを利用している事実、その利用目的および利用方法等を、当社のウェブサイトその他の媒体、商談における提案書等に掲載・公開することができます。但し、当社は、法人会員の標章の表示について、法人会員が指定する方法に従うものとします。	第1章	第19条 本サービスにおける著作権等の取扱い	1	当社は、法人会員から別段の申し出が無い限り、本サービスの広告宣伝のために必要な範囲内で、 法人会員の会社名、ロゴ、登録商標 、本サービスを利用している事実、その利用目的および利用方法等を、当社のウェブサイトその他の媒体、商談における提案書等に掲載・公開することができるものとします。但し、当社は、法人会員の標章の表示について、法人会員が指定する方法に従うものとします。
		2	本サービスを構成するまたは表示されるテキスト、グラフィックス、ユーザインターフェイス、画像、動画、商標、ロゴ等（以下、「著作物等」といいます。）の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む）を含む知的財産権その他一切の権利は、前項に定めるものを除き、当社または当社に著作物等を提供した第三者に帰属します。			2	本サービスを構成するまたは表示されるテキスト、グラフィックス、ユーザインターフェイス、画像、動画、商標、ロゴ等（以下、「著作物等」といいます。）の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む）を含む知的財産権その他一切の権利は、前項に定めるものを除き、当社または当社に著作物等を提供した第三者に帰属します。
		3	法人会員は、当社または著作物等の提供者の許諾がない限り、著作物等の全部または一部の複製、転載等を行うことはできないものとします。			3	法人会員は、当社または著作物等の提供者の許諾がない限り、著作物等の全部または一部の複製、転載等を行うことはできないものとします。

《 変更理由 》

●HiProサービスの実態に合わせて、「法人会員に権利が帰属する著作物」については、広告宣伝のための利用対象から削除

目次

第 1 章 総則

第 2 章 受託サービス利用に関する特約

第 3 章 エージェントサービスに関する特約

第 4 章 マッチングプラットフォームサービスに関する特約

条項番号			変更前（2024年7月版）	条項番号			変更後（2024年10月版）
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号				第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号			
第1章	第24条 本規約 の変更	1	1. 当社は、変更後の規約について、本サイト上に1ヶ月間表示するものとし、同期間が経過した時点（以下、「適用開始日」といいます。）をもって、法人会員が変更後の規約につき同意したものとみなします。変更後の規約は、適用開始日に当然に発効するものとします。	第1章	第24条 本規約 の変更	1	当社は、変更後の規約について、本サイト上に1ヶ月間表示するものとし、同期間が経過した時点（以下、「適用開始日」といいます。）をもって、法人会員が変更後の規約につき同意したものとみなします。 なお、当社は、本サイトへの表示とあわせて法人会員へ書面（電子メール含む）にて、当該変更後の規約について、事前に通知します。 変更後の規約は、適用開始日に当然に発効するものとします。
		2	法人会員は、前項に定める変更内容を承諾しない場合には、当該変更後の規約の掲載日より2週間以内に、当社に対して書面により異議を通知するものとします。			2	法人会員は、前項に定める変更内容を承諾しない場合には、当該変更後の規約の掲載日より2週間以内に、当社に対して書面により異議を通知するものとします。
		3	前項において、当社と法人会員との間で誠意をもって協議したにもかかわらず、変更後の規約について合意に至らなかった場合は、次条第1項の定めにかかわらず、本契約は、適用開始日の前日をもって終了するものとします。			3	前項において、当社と法人会員との間で誠意をもって協議したにもかかわらず、変更後の規約について合意に至らなかった場合は、次条第1項の定めにかかわらず、本契約は、適用開始日の前日をもって終了するものとします。

《 変更理由 》

- 利用規約の変更時に法人会員の皆様に確実にお知らせするために本サイト（法人マイページ等）の表示に加えて、電子メール等の通知を追加

目次

第 1 章 総則

第 2 章 受託サービス利用に関する特約

第 3 章 エージェントサービスに関する特約

第 4 章 マッチングプラットフォームサービスに関する特約



条項番号			変更前（2024年7月版）	条項番号			変更後（2024年10月版）
第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号				第●条：条／数字のみ：項 ／（数字）付：号			
第1章	第26条 旧契約 の終了	1	当社と法人会員との間で本契約成立以前に締結したHiPro サービス（旧 i-common を含む）にかかる一切の契約は、当該契約の有効期間にかかわらず、本契約成立と同時に終了するものとします。ただし、当該契約において、契約の終了後も有効とさだめる規定については、引き続きその効力を有します。	第1章	第26条 旧契約 の終了	1	1.当社と法人会員との間で本契約成立以前に締結したHiProサービス（旧i-commonを含む）にかかる一切の契約は、当該契約の有効期間にかかわらず、本契約成立と同時に終了するものとします。ただし、以下については、本契約成立後も引き続きその効力を有します。 (1)当該契約において、契約の終了後も有効と定める規定 (2)本契約成立時点で有効な個別契約（本項の定めに関わらず、当該個別契約に定める基本契約の適用を受けるものとする）
		2	第3条第4項に基づき本契約が法人会員の特定の部署におけるご利用に対してのみ適用される場合で、本契約成立時点で、当社と法人会員との間に当該特定の部署以外の部署における本サービスの利用に関する有効な契約が存在することを当社および法人会員が確認したときは、当該契約は本契約成立以後も引き続き有効に存続するものとします。			2	第3条第4項に基づき本契約が法人会員の特定の部署におけるご利用に対してのみ適用される場合で、本契約成立時点で、当社と法人会員との間に当該特定の部署以外の部署における本サービスの利用に関する有効な契約が存在することを当社および法人会員が確認したときは、当該契約は本契約成立以後も引き続き有効に存続するものとします。

《 変更理由 》

- 旧利用規約から新利用規約への契約移行後もすでに締結済の個別契約が旧利用規約に紐づいて有効であることをわかりやすく明記